

名ということで非常に少のうございませう。当初の要求は六十一名ということでございませう。それに比較しますと、かなり少ないということにならうかと思ひます。これは内閣の基本方針であります。増員は格別の理由のある場合に例外的に認めるといふことになっておられますので、それに協力をするということ、裁判所としては先ほど提案理由の説明にありましたように、特殊な事件で目下緊急にその適正迅速な処理をはかる必要のある事件に限って必要最小限度、しかもその点は給源等も考慮いたしまして必要最小限度にとどめた次第でございます。

○大竹委員 それでは具体的に御説明をいただきたいと思ひますが、この七名については、三名は地方裁判所の「交通関係の業務上過失致死傷事件の適正迅速な処理をはかるため」ということであります。簡易裁判所の四名は「民事事件の適正迅速な処理をはかるため」ということになっております。地方裁判所のほうは業務上過失致死傷事件ということでわかりませんが、簡易裁判所における民事事件の適正迅速な処理をはかるため」ということになっておりますが、これをもう少し具体的に説明していただきたいと思ひます。

○田宮最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の民事事件特別の活用のご状況でございますが、これは昭和四十五年の第六十三回会におきまして、裁判所法の一部改正の際に、衆参両院の法務委員会の附帯決議がございまして、その趣旨に基づいて、民事訴訟法に定められておりますところの「簡易裁判所ノ訴訟手続ニ關スル特別」を積極的に活用するといふ方針でまいっておるわけでございませう。

その具体的な方策をいろいろ検討いたしました結果、昭和四十六年の五月に、民事局におきまして簡易裁判所の訴訟手続に関する特別実施要領といふものをつくりまして同時に、各種の口頭受理関係の書類、用紙等を作成しまして、各庁でこの特別の運用の積極的な検討を進めてまいつたのでございまして、現在では全国の簡易裁判所の約半

数がこの特別の運用をしております。

四十六年の六月以降の口頭受理件数を見てまいりますと、全簡易裁判所の事件のうち、徐々にその比率が上つてまいつておりました。昨年の後半期では四・三〇％、その以前ではその半分ぐらしかなかつたわけですが、現在では四・三〇％程度までいつておるということでございませう。

それで、裁判所の事件がある程度以上はふえないという点についてはいろいろな理由があるかと思ひますけれども、特に手続の中で申し立て手続が難解であるという点、本来裁判所に出席すべき事件が出ないという関係の障害になつておるのではないかと考へられます。このように簡易訴訟手続に關する特別を大いに活用いたしますと、口頭受理等で手続が簡易化されま

すので、したがつてそれに伴ひ、いままで裁判所にあらわれなかつたような事件も多くあらわれくるのではないかと考へられるのであります。具体的にはどの程度ふえるかということについては、いまのところ申上げられな

いのですけれども、大体見込みいたしましては一割ぐらゐはふえるのではなからうかと考へるに考へておるわけでございませう。こゝろ、この事件の処理に要する簡易裁判所判事として四人を増員したいといふふうに考へておる次第でございます。

○大竹委員 それでは、地方裁判所の三名、簡易裁判所の四名、この配置はどういうふうに考へておられるのですか。
○田宮最高裁判所長官代理者 まず判事補の三名でございますが、これは事件の件数とか事件の規模、それからむずかしいかやさしいか、それから現在の処理状況をいろいろ勘案いたしまして、現在の予定では、もしこの増員が認められますならば、横浜、浦和、名古屋の各地方裁判所に一名ずつ配置したいといふふうに考へてお

また簡易裁判所の判事の四名でございますが、これも事件の増加状況等を勘案いたしまして、東京、大阪、福岡、札幌の各簡易裁判所に一名ずつ配置する予定でございます。

○大竹委員 次に、いつも増員の問題が出ますと欠員の問題が関連して問題になるのでございませうが、いただいておられます資料を拝見いたしますと、四十七年の十二月一日現在で八十九名の裁判官が欠員になっておるということであります。これはこの七名と合わせまして、当然本年度の司法修習修了予定者その他から補充されることになるのだからと思ひますが、司法修習修了予定者の判事志望者の状況、あるいはそのほかから採用できる見込みその他について御説明いただきたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 その表にもございませうに、現在判事の欠員が五十数名、判事補が約十名、簡易判事が二十六名ということで、八十九名ということに相なつておるわけでございませう。その後にも定年あるいは退官等で、三月末日に見込みますと、裁判官につきまして二十数名、判事補につきまして二十数名、判事につきまして二十数名、三月末日を予定いたしまして、三月末日を予定いたしまして、判事につきまして大体八十名の欠員ということに相なろうかと思ひます。また同様、四月には判事補が判事になる資格を取得して任命されますので、こゝろ、この欠員を考へますと判事補につきまして約七十名の欠員に相なろうかと思ひます。同様、簡易裁判所判事につきましては、定年、退官等を入れますと約九十名の欠員ということになります。

これを、判事の八十名につきましては、判事補及び簡易裁判所の判事で十年の任期を終えて判事資格を取得した者から埋めるということ、具体的には十五期というのが今度判事に任命されますが、十五期の判事補が現在八十一名おりますので、これが任命されますと大体判事の欠員を埋めるといふことにならうかと思ひます。

次に判事補でございますが、判事補の約七十名の欠員は、現在検事、弁護士等から数名の希望者

がございまして、そのほかに約七十名近い任官希望者がございませうので、これを採用いたしますれば大体七十名という数字を埋められるのではないかと考へておるわけでございませう。

また簡易裁判所判事は、判事補等のいわゆる本官の任命が二十名程度あります。そのほかに、定年になられた判事の方で任官を希望される方が十数名、及び選考試験によりましていわゆる選考採用の方が約五十名ということで、大体この九十名の数字を埋められるのではないかと考へておるわけであります。

○大竹委員 これはいつも問題になるのであります。この春はいまのように修習生を主体としてある程度欠員を埋めることができるわけでございませうが、年間には百名以上の欠員ということになるわけでありますから、だんだん裁判の能率というものが落ちてくるというふうにも考へられないうわけであります。何となくこの欠員といふものを途中で補充するといつてはあれでありませうけれども、この欠員をなくするための抜本的な対策といふものがある程度考へられなければ、裁判官のこの増員の主目的である「適正迅速な処理」といふものに大きな支障があるのではないかと考へるのですが、この点はどうか考へておるにございませう。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおりでございます。まして、せっかく春に充員いたしまして、その後は減耗の一途をたどるといふ実情でございます。ただ御承知のように、裁判官の大量な給源をいたしましては、現在修習生から採用いたすものと申し上げても過言ではない状況でございます。私も、もつと在野法曹等から御任官いただければ、そういった心配もなくなるのではないかと考へておるわけでございませうが、現状をいたしましては、思うにまかせないといふことで、御指摘のような事情が起つておるわけでございませう。私も、ただ、定年退官等のありませうこと、予想いたしまして、大体四月以降半年ぐら

いままでの定年退官者といふものを見込みまして人

員の配置をいたしておりますが、全一年を通じて人員の配置をカバーすることまではできていないというのが実情でございます。

○大竹委員 次に、話が出たついでにお聞きしておきたいのでありますが、たしか、私、政務次官をやっておりますが、大臣が小林大臣のときに、何とか少しでも司法修習生、裁判官あるいは検察官の志望者をいままでも以上多くしようということ調整手当てをつけたわけでありまして、そういうものをつけたからといって、すぐ志望者がふえるというふうなことは、これはなかなか期待できない面もあるかと思っております。つけたけれども一向つめた目的が達せられないということでも、これは困ると思っておりますが、その後の、これは大体七十名裁判官の志望者があるというふうにお聞きしたわけでありまして、あの手当てをつけてから後とそれ以前と比較をいたしまして、逐次志望者がふえる傾向にあるのかどうか、それらについてこの際お示しをいただきたいと思っております。

○矢口最高裁判所長官代理者 いろいろと御努力をいただきました。裁判官及び検察官につきましては初任給調整手当てというのが支給されることになり、それが四十六年の四月から実施されたわけでございます。その実施後の成果というところでございますが、実際それが形になってあらわれましては、昨年、四十七年からということでございます。ただ、ことごとく、こう見てみまして、裁判官だけでとってみますと、必ずしも飛躍的にその結果増強されたとも申し上げかねる状況でございますが、しかし判検事全体をいいますと、その前より数がふえてきておるようには思われまして、その効果は相当あがっておるのではなからうかというふうに考えるわけでございます。また、最初から裁判官を希望する者は、いわゆる待遇、俸給というだけでもまいらぬ面がございますが、しかし俸給を上げていただくというところは、もちろんこれに越したことはないわけでございます。私も、今後この成果はいい方向にあがっていく

るのではなからうかと考えておるわけでございます。

○大竹委員 これは司法試験管理委員会の問題でございますので、どなたに御答弁していただければいいのかわかりませんが、きよりの朝のテレビを見ましたら、たしか盲目の人も司法試験を受けられるようにしたとかしたとかいうことが出ておりました。これはもちろん判検事の志望者で司法試験に合格する人が第一ふえてくれなければならぬわけでありまして、それを多くするには、まず優秀な人が試験を多く受けるということから始められなければならぬことは当然でございます。それども、きよりのテレビなんか見ておられますと、盲目の人までも点字によって試験を受けられるようになったとかするとかいうことが出ておったわけでございますが、受験者が相当ふえてきているということはあるのですか、ないのですか。

○味村説明員 お答えいたします。司法試験の受験者は年々ふえておりました。最近三年間の志望者を申し上げますと、昭和四十五年が二万六千六百六十名、四十六年に二万二千三百三十六名、四十七年に二万三千四百二十五名と、順次ふえてまいっております。なお本年は現在出願を受け付けている段階でございます。

○大竹委員 次に、裁判官以外の職員についてお尋ねを申し上げます。今回の増員は二十八名ということになっておりますが、この参考資料の四ページを見ますと、欠員数二百六十四名となっております。特に書記官の欠員が非常に顕著なように思われるのですが、これはどういふ関係からですか、この二十八名の内訳その他について御説明をいただきたいと思っております。

○田宮最高裁判所長官代理者 二十八名の内訳でございますが、内訳は、書記官八名、それから事務員が十名、実は事務員が十名と申しますのは、一応七十八名増員がありまして、一方六十八名の減員がございますので、差し引き十名の増員。それから家庭裁判所調査官が十名、合計して

二十八名の増員をお願いしておる次第でございます。

そのそれぞれの増員の内訳でございますが、まず第一は、特殊損害賠償訴訟事件の適正、迅速な処理のために書記官四名ということでございます。次に、提案理由の説明にもありますように交通関係の業務上過失致死傷事件の適正、迅速な処理のための事務官二十四名。それから、簡易裁判所におけるところの民事事件の督促手続の活用のための事件増に備えて書記官四名の増員。それから最後に、家庭裁判所調査官でございますが、家庭裁判所における家庭事件の資質検査と申しますのは、家庭裁判所における調査には、社会調査というものとあわせまして関係人の資質を調査、検査をするということがぜひ必要でございます。最近そうした関係人の資質というものが家庭事件という面がございますので、この際調査官を増員いたしました。そうした資質面の調査、検査を充実、強化したい、こう考えております。その関係の調査官の増員をいたしまして十名ということになっております。

なお欠員の関係でございますが、ただいま御指摘のように、昨年の十二月一日現在で二百六十四名の欠員がございます。そのうちでも、特にたまたま御指摘がございましたように書記官について百十五名、調査官について五十四名という点が目立って多いように見受けられます。この点も先ほど人事局長から裁判官欠員について説明がありましたように、書記官の場合も、家庭裁判所調査官の場合も、高度の能力が要請される職種でございます。裁判所に設けられておりますところの書記官研修所とか家庭裁判所研修所の養成部を終了して初めて調査官、書記官に、また昇任試験を行なうわけでございまして、その合格者から書記官、調査官にするというふうになっておりますので、年間欠員のつど補充することはなかなかむずかしい状況でございます。したがって、裁判官の場合、修習生が四月に判事補に任官することによって補充さ

れると同じように、これら職種の場合もこうした研修所におけるところの研修の終了、それから昇任試験の合格によって毎年四月に一挙にこれを補充しているというところでございます。本年度も大体見込みとしては四月に十分補充できるというふうに考えられます。

○大竹委員 終わります。

○中垣委員長 横山利秋君

○横山委員 この法案は、今日の問題であります裁判遅延の問題と切り離すことができない問題でありますから、私は少し大所高所に立ちまして、裁判遅延の問題について政府並びに最高裁の御意見を伺いたいと思っております。

裁判遅延は古くして常に新しい問題であります。ここに手元でございます。一、二の例を引用いたしますと、たとえば四国におきます弁護士会連合会の定期大会の議事録を見ますと、六号議案として「裁判官、裁判所書記官の増員を要請する」という議案が可決されております。「松山で民事担当裁判官は四〇〇件の事件を手持しており、期日の指定も四ヶ月後との例があり、徳島でも三、四ヶ月後であり、家裁の審理もおくれていることが報告され、訴訟遅延はむしろ、法無視の風潮を助長、非活動、事件屋の横行を招き、その結果国民の権利を侵害している。それは関係者の努力不足というより、結局人的物的の不足であり、司法予算の増額がなされなければならぬ等の討議の上可決された。」という裁判遅延に関する弁護士会の決議は、何もこの四国の大会のみならず常にあらゆるところで、民間におきましても問題になっておること各位御存じのとおりであります。

そこでもう一つ引用をいたしますと、この間有名な高田事件判決が出ました。この高田事件判決の最高裁の判決文を私はきわめて興味深く読んだわけでありまして、その理由の前段におきまして「当裁判所は、憲法三七条一項の保障する迅速な裁判をうける権利は、憲法の保障する基本的人権の一つであり、右条項は、単に迅速な裁判を

○田中(伊)國務大臣 あまりその点について詳細に触れることはいかかと考へるので、先生のお話を承って、御意見大体において賛成です、そういふことば以外に申し上げることはいいです。仰せになること大体において賛成、こゝろいふことです。

○横山委員 私の仰せられることではないのです。これは高田判決の判決文から引用して言っておるのです。なぜそれを私が強く聞きたいかと言いますと、この裁判におきまして検察官の主張を要約いたしますと、憲法は具体的な救済策を定めていないので、憲法上の被告人の権利の救済をいかにするかは、裁判所の役割りでなく立法府の任務であると主張しておるからです。この検察官の主張というものは国の主張であると私は一応理解するわけですね。そうだとすれば、この判決についてもその考え方をとお愛えになったのか、そうだと前段が聞いています。大体といたうことは、検察官の主張いたしましたその論旨を、基盤において少し譲つてもいいよというお話なんではないか。それは大臣、よくわかりませぬ、私には。

○田中(伊)國務大臣 横山さんのいまお読みになった、あなたの意見じゃないが、裁判所の判決文の内容ですね。

○横山委員 そうです、最初読みましたところ

○田中(伊)國務大臣 そこで、判決文の内容をいまあなたが御発言になって、それに対して私が、よいとか悪いとかということをお白に言いくいんです、立法府の審議ですから、裁判所の判決の中身に関する問題について、訴訟が遅延したとかせぬとかいう問題でなくて、判決の中身に關する御発言があつて、それに対する意見は、行政府における私はたいへん言いくい。言いくいといふことはこれをはつきりしません、言つてはならぬことだといふように判断をいたします。そこで、ことばを濁して、まあまあ賛成だといふ意

味のことを申し上げておるのであります。反対だといふことではいいにくい。批判になる。具体的裁判の批判をすることに。それがたいへん言いくい。まあまあ賛成ですといふことは批判になりにくいだろうと思つて、たいへん私は考へて同じことを何度も申し上げておるのでございます。判決の内容を離れての所論であれば大いに言いくいがある、こゝろいふことではございますから、御理解をいただきたいと思つて。

○横山委員 おつしやることは、形式的には、だから私、最初お断わりをしたのですけれども、しかしこの高田判決は、内容的には行政府のあるべき姿といふことについて重大な示唆をしておるし、高田判決があらうとなかろうとこれは考へなければならぬ問題である。たまたま高田判決があつたからそれを引用しておるにすぎない、こゝろ考へなければならぬ。それから同時に、高田判決を引用しておるけれども、その過程における検察官の主張といふものは、これは国の主張であらう。だから国の主張で、あなたは御存じなかつたことかも知れぬけれども、国の主張として、憲法は具体的な救済策を定めていないから、憲法上の被告人の権利の救済をいかにするかは、裁判所の役割りといふことではなくて、これは立法府の役割りであるといふ、この判断が正しいか正しくないかについては、あなたが御答弁をなさる責任がある、その答弁の際に、高田判決を横目で見ながらものをおつしやつてもいいけれども、どうです。

○田中(伊)國務大臣 こゝろいふことではいいかがで

高田判決の内容について御質問があり、お答えを申し上げるということではなしに、高田判決の内容を一般的な意見としてお取り上げになつて、行政府はこれをどう考へるか、こゝろいふ御質問と承りまして正直にお答えをいたしますと、お説のとおりであらう、そう言つていいと思つて。

○横山委員 お説のとおりであるといふのは、検察官の主張がお説のとおりなのか、高田判決の結論がお説のとおりであるのか。

○田中(伊)國務大臣 あなたがお説になつたのは、あなたの御意見でなくて、その判決の内容をお説になつたのですから、その判決の内容として私が受け取らないで、同じ内容だが、判決を離れた一般論としてこれを受け取つたときに、そこに表明されておる議論のとおりであらう、こゝろいふに考へます。

○横山委員 わかりました。そういたしますと、検察官がそこまで主張はしてないけれども、裁判所の役割りでもない。立法府の任務であるにかかわらず、最高裁がこの案件を取り扱うといふことは違憲のおそれがある、また、立法権の僭取であると言わんばかりの主張をいたしておることです。また、高裁の原判決も、具体的な救済策がない場合においてはいたし方がないではないかといふ原判決です。それをこの高田判決は棄却したわけですね。そういたしますと、この検察官の主張、立法府の、立法権の僭取であると言わんばかりの主張並びに救済策を定めていないからといふ原判決ともに、まあ高田判決の結果になつて、その結果については、法務大臣としては、別な表現をもつてそのとおりである、こゝろいふに判断をするといふに理解をしてよろしうございませぬ。

○田中(伊)國務大臣 はい。

○横山委員 わかりました。

そこで、第三の質問は、それならば憲法は具体的な救済策を本来とるべきではないか。裁判遅延に伴う被告人の権利を守るべき具体的な救済策をとるべきではないかといふ問題をまた提起をしておる。原判決もまたそこをこたわつた。検察官もまたそこに主張の論拠が置かれた。となりまして、このような高田判決が、裁判遅延によつて非常な救済策をとるのが正当なあるべき正攻法の判決であるとは必ずしも思われぬ。しかりとするならば、この非常な救済手段をとる以前に具体的な救済策、憲法三十七条第一項を具体的に取り組むべき被告人の権利を守る救済策が立法せらるべきではないかといふ問題提起について、法務大臣

としてはいかがお考へになりますか。

○田中(伊)國務大臣 ただいまお尋ねの具体的な対策といふものについては思ひ浮かぶものがございませぬ、ただいま。これといふものはございませぬ。

そこで、裁判官も憲法の精神を十分におくみ取りになつた結果、政府においてとるべき態度なし、こゝろ考へますが、私は、いま直ちにお答へできる具体案を持たないことを遺憾と存じます。

○横山委員 続いて、もう時間がありませんからもう一問だけ伺います。

最近の判決の中で、これと同じような問題が少なからず出ておるといふことを私は大臣が御存じだろうと思つておるわけでありませぬ。たとえは四日市の公害判決、共同行為、無過失責任論、それからFIM東京の判決、朝日訴訟判決等々、行政上政府がやつておることに對して違憲の疑いがある、行政上政府が何にもしてないことに對して、法規規定の取りきめはないけれども、その是正を促す判決が少なからず出ておるわけでありませぬ。これは政府としては、最近の数例の判決について一体どういふに理解をしておられるのであらうかといふことなっております。私は、最高裁が政府の怠慢、行政府の怠慢の結果として次から次へと指摘しておるといふに必ずしも思いたくはない。思いたくはないけれども、最近の著名な判決の中に、こゝろいふ判決がかなり多いことについては、それは判決の内容によつては厚生大臣だとかあるいは法務大臣だとか、いろいろありませぬけれども、しかし裁判機構と一番關係をする法務大臣として、こゝろいふ判決の傾向といつては語弊がございませぬけれども、今日事態をどういふに、どちら向きにお考へをなさつていらつしやるか、伺いたいと思つて。

○田中(伊)國務大臣 裁判官が公正な立場で事案の判断をなさつて、これは行政府の処置すべき事柄であるにかかわらず、これができていないのは遺憾であると言わんばかりの貴重な意見を判決を

通じて指示しなつておるといふ場合に、やはり行政府といたしましては、それは裁判所が、司法府が判決でかつてに論じておるのだからというより、な判断を簡単にしないで、その実態は那边にあるかという点についてよく検討を加えます。判決で示された行政府の手落ち、行政府の至らざる点、今後行政府のなすべき点というふうな点につきましても、深い反省の資料として、貴重な反省の資料としてこれを取り上げまして、具体的な施策に移していくことに誠心誠意を傾けなければならぬ、こういうふうな考えです。

○横山委員 法務大臣どうぞ、けっこうです。

いま質問をすつと法務大臣にお伺いをした諸点につきまして、最高裁の御意見という点にはどうもおかしな点ではありますけれども、二、三伺いたいと思つておりますが、最近の判決の中で、私が引用したのは比較的進歩的な判決といつたほうがいいのであります。しかし、その最高裁や裁判の判決をすつと見てみまして、進歩的な判決について国民が非常な好感を持つておることは事実であります。けれども一言で言いますと、最高裁は国民に対してはけっこう笑いながら、内部機構につきましてはかなりこわもてで、外面はこつと笑いながら、内面は夜叉のようになつて、司法反動化をしておるといふような感じを私は持たざるを得ないのであります。いま私が四点ばかり問題を提起をいたしましたわけでありまして、まずこれにつきまして、抽象的ではあります。法務大臣のいろいろ御答弁を聞いておられて、たとえば著しい遅延の原因なり何なりについて、もし最高裁に御意見があるならば、まずそれから伺いたい。

○吉田最高裁判所長官代理人 ただいま法務大臣に高田事件に関していろいろお尋ねがございましたので、その点について、最高裁判所といたしまして簡単にちよつとお答えいたしたいと思つております。

高田判決で指摘されておりますのは、事後救済に關する補充立法が欠けておるといふ点であります。

すが、立法問題は政府で御検討になることでございいます。裁判所といたしましては、訴訟遅延を未然に防止するための予防策に万全を期さなければならぬのでございまして、この点についてはこれらの施策についていろいろ検討しておるわけでございます。

○横山委員 判決を出された側、しかも最高裁側としていろいろ御意見を陳述されますことは法務大臣よりさらに困難なベースがあると思つておりますから、あまり御質問の意味がないと思つておりますが、ただ、私が先ほど反問いたしましたように、著しい遅延の原因の中で、裁判官がもう少し少しかかりしてくれなければ困るではないかという問題提起がされておるわけでありまして、大臣は、弁護士も検察陣も人的、物的の問題もいろいろあげられたのでありますから、それが中心であつたと思つたのであります。遅延の原因の中で御答弁の趣旨からいいますと、遅延の原因の中で訴訟指揮に不十分な点あり、こういうふうにおっしゃる、その点につきましてどうお考えですか。

○吉田最高裁判所長官代理人 裁判の遅延という問題は非常に重大な問題でございまして、憲法にも保障しておりますとおり、おくれた裁判は裁判の否定であるといふくらいにいわれております。ところがこの裁判の遅延といふことを防止するといふことは非常に困難なことでございまして、東西古今を問はず、この訴訟の遅延といふことについては各国が悩んでおるわけでございます。日本もその例外ではないと思つております。そこでその遅延の原因につきまして、これはいろいろ考えられるのでございまして、ことに御指摘のように、裁判官の訴訟指揮がしっかりしてない点があるのではないかと、こういう点でございまして、これも確かに裁判官の訴訟指揮に欠ける点がないとはこれはいえないのでございまして、この点に關しましては、毎年開かれます長官所長会同でも、最高裁判所長官の訓示の中にもしばしばこの訴訟指揮に關して触れられておるわけでございます。この点については裁判所としては常に反

省して、訴訟指揮の万全を期するように努力しておるわけでございますが、訴訟の遅延は裁判所だけの問題でもございせん。みずからを顧みないで他を言うようではございせんが、これはいろいろの原因がございまして、またお尋ねがございまして、それと具体的な申し上げたいと思つております。

○横山委員 ここに御提出を願ひました「司法行政事務に從事する裁判官」の職名一覧表がございまして、最高裁判所におきましては総務局長、人事局長、経理局長、民事局長、刑事局長、家庭局長、秘書課長、総務局で課長二人、室長一人、人事局で課長二人、経理局で課長二人、民事局で課長二人、刑事局で課長二人、行政局で二人、家庭局で二人、合計四十九名がこの司法行政事務に從事する裁判官、このほか法務省關係の資料の提出がないわけでありまして、このように司法行政事務に從事する裁判官、つまり裁判をしない裁判官がずいぶんたくさんおつて、定員、現在員、欠員の状況を見ますと、判事の欠員が五十三名、判事補が九名、簡易裁判所の判事が二十六名になっておりますが、これは申すまでもなく司法行政事務に從事する裁判官を含んでのことだと思つております。こうなりますと、勘定は現在員は合つても、実際に実務をとつていない裁判官を考えたら、実に資格ある裁判官をむだに使つておるといふことを痛感せざるを得ず、これは累次の法務委員会におきましてこの問題を取り上げまして、そして実務に少しつかせるようにしたかどうか、こういうお尋ねがございまして、その点についていかがお考えになりますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 御承知のように、戦前におきましては、裁判所が裁判をいたしますための、これと密接不可分の關係にある司法行政というものは司法省で行なつていたわけでございますが、戦後裁判所が名実ともに独立いたしました。裁判所のみならず司法行政を行なうということに相なつたわけでございます。そのことのため

にただいま御指摘のような裁判官の資格を持つております者が司法行政に専念しておるといふこととございまして、裁判官が十分でないおりからさういった人数をさくといふことは、確かに御指摘のようにある面では心苦しい点があるわけでございます。しかし、ここに司法行政に從事しております者は、どの者をとつてみましても、裁判が迅速適確に、円滑に行なわれるようにこれをサポートいたしました。あるいは直接所掌法規等の企画、立案、立法院、行政府に対する企画、立案の促進方の折衝といったようなことをいたし、あるいはそのための費用等につきまして内閣、大蔵省等と折衝いたす、そういう關係に立ち、あるいは裁判所のみならずをコントロールいたしました。め的人事關係の仕事を担当する等の重要な職務を持つております面に限りまして、そういう裁判官経験のある有資格の裁判官を充てておるわけでございます。まして、裁判所がみずから司法行政を行ないましたためにはこの程度の人数を充てるということとは万やむを得ないのでなからうかといふことで今日に至つておるものでございまして。しかし御指摘の点は、私も御指摘になるまでもなく痛感いたしておりまして、この中からでもできるだけの資格の裁判官に一律に出でてもらひまして、少数の間でいま申し上げたような仕事をやつていこうではないかといふような決意は日々新たにしているわけのものとございまして。

○横山委員 聞きますけれども、この職名はあなたの中の内部で資格を持つ裁判官をもつて充てるという慣習なり何なり、固定した考え方でもつてやつておるのですか、そうでないのですか。

○矢口最高裁判所長官代理人 最高裁判所規則におきましていろいろ職に裁判官を充て得るといふ措置を講じておりますが、しかし可能でありませぬならばできるだけ一般の職員をもつて充てるというふうなことをすべきであるといふふうな考え、必ずしも絶対に裁判官をもつてこれらの職は充てなければいけない、そういうものにほかの

方をもって充ててはいけないというふうには一つも考えていないわけでございます。たとえは局付等にいたしましたも、非常に有能な法律職の職員等がおります場合にはもちろんそういう職員をもつて充てていくことは可能でございます。また今後心がけておるつもりでございます。

○横山委員 この点についてたびたび指摘をしておることありますから、この資料によりまして四十九人のたぐさんの資格ある裁判官が実務をこらないうことについては全く、裁判遅延の問題が今日の課題であるならば、思い切った措置をされるように私は強く要望をいたしたいと思いがすが、事務総長の御見解を最後にお伺いしたい。

○吉田最高裁判所長官代理者 たいまお尋ねのよう司法行政事務につきまして裁判官がこれに当たっていると点でございますが、ただいまも人事局長が申しましたように、現在の程度の裁判官を充てるというよりはむしろ得ないのではなからうかと考えております。しかし裁判官はできるだけ裁判事務を担当する、こういってことにしてはこれは申すまでもないことでございます。そのほりの傾向になるようにひとつ努力はいたさなければならぬと思っております。

○横山委員 この際、先般行なわれまして国民審査の結果につきまして、ひとつ自治省、最高裁の見解を伺いたいと思っております。

今回のパッテン票は、戦後最高を記録して、下田、岸両裁判官に顕著な集中を示しました。パッテン票は、審査対象七裁判官平均で二・九五％、五百八十八万票、前回の四裁判官の結果の平均九・八％、四百二万票を大幅に上回っております。票数におきましても、比率におきましても戦後最高でありました。そして下田、岸両裁判官に対するパッテン票は二五・一七％、岸さんが一四・五九％、これは実に戦後の国民審査の比較から見ますときわめて高い比率を示しております。また沖繩県では一市一町五カ村で下田裁判官の罷免率が五〇％をこえておることもまた特徴的な問題であります。そして、この国民審査のあり

方につきましてもきわめて、社会からいろいろな意見が寄せられたのも特徴的だと私は考えておるわけでありませう。

そこで一体、このような国民審査というものは、結果としては信任をされておるわけでありませうが、国民審査の結果につきまして、きわめて抽象的ではありますが、最高裁はどういうふうにか考へ、この結果をどういうふうな受けとめておられるかまず御意見を伺いたい。

○吉田最高裁判所長官代理者 御指摘のよう今度行なわれまして国民審査におきまして、罷免を可とする投票の有効総投票に対する割合が従来よりも多かったです。これは事実でございます。私考えまするに、一番最初に行なわれましてのが昭和二十四年だと思っておりますが、それから今回まででちょうど九回ございしますが、一番最初は、その罷免を可とする投票の割合が四ないし五％でありました。そして今度は約二一・何％になっておるわけでございますが、これをずっと通じてみますとだんだん罷免を可とする票がふえておるわけです。年によりましては幾らかは増減はございしますが、傾向は大体の傾向は年を追ってふえておるという傾向になっておると思いますが、これは申すまでもないこととございしますが、裁判所というものは社会秩序の維持、基本的人権の擁護の最後のとりでであり、民主主義の基盤になるものである。そういういたしまして、最近社会の進展と申しますか、また経済、産業の発展が著しくなつてまいりますと、たとえば公害問題、その他交通問題、いろいろな問題がふえてまいります。それに伴ひましてどうしても社会における紛争が大規模になりまして、また複雑になつてまいります。そうしますと、どうしても国民の司法に対する関心というものが非常に高まってきておる結果だと思っておりますが、この国民審査の罷免票が多いのもそういう傾向だと私は思ふわけでございます。

○横山委員 国民の裁判に関する関心が高まり、かつまた批判も高まっておる、こういうお考えは私も同感なのでございます。ただ、この国民審査

について棄権票が多くなつておるといふ事実もまた看過することができないのであります。そこで自治省にその手段について御意見を伺いたいのですが、法の十五條で、罷免を可とする者はパッテンとし、しからざる者は記載せず投票という今日の定めであります。記載せず投票ということには、要するに棄権はあり得ない、とにかく投票してくれというのが、法を名目的、形式的にながめたところという趣旨になるわけでありませう。そこで、最近わからないという意見がきわめて強く、したがって一部には国民審査不要論もあるわけでありませうが、しかしそれはとらざるどころであるとするれば、わからないから投票のしようがないという国民の意思、それからむしろこれを人れることによつて信任とられるのはおもしろくないから棄権を正確に認めてもらいたい、という趣旨、それからパッテン以外はみんな信任をされておるといふ判断をすることの無理、そういう問題がいま集中的に起こつておるわけでありませうが、この点について自治省としてはどういうふうには是正をされようと思つておられますか。

○山本説明員 たいま御指摘のよう、最近いろいろと国民投票の制度につきまして各方面で御意見があるのはそのとおりであらうと思つておる。ただ、国民審査法十五條におきましてパッテンをつけた者が罷免を可とする票であり、他は、要するにパッテン以外の者はつけない、白票で投じてくれという制度になつておることも御指摘のとおりでございますが、この国民審査の制度をどう考へるかという点、すなわちこれを最高裁判所の判決でも申しておりますように一種の解職制度と考へる限りにおきましては、かような積極的に解職したいと思つる者がその意思を表示すれば足る、かようなことにもなるわけでございます。ただいまの現行の制度もそれなりに機能をいたしておる、かように考へておられます。

○横山委員 リコール制度である、だから解職したい者だけパッテンをつければその十五條の趣旨には合ふというお話で、それも一つの論拠だと私も思

います。しかしながら、国民の今日国民審査に立ち向う投票所における心理というものは、やはりそれだけで法十五條があるからそれでいいんだというふうには必ずしも押し切れないのが今日の現状ではないか。国民審査で裁判官に対する、いま事務総長のお話のように関心が高まり批判が高まり、自分の意思を明白に表示したい、その意味では棄権というものを認めてもらいたい、そしてまたたつてなかつたから信任と見られるのも不合理であるということについては、法十五條の改正を含む現実的な措置がとられてしかるべきではないかというの、これは国民の声です。そして私はこの説に賛成できないのであります。一部の人が言うのは、一部の人の運動によつてのみ国民審査の投票率が高まる、つまりパッテン運動だけで国民審査の運動が高まるというふうな説をなす人がある。その意味におきまして、その意味は私はとらないのでありますけれども、少なくとも国民審査に対する今日の国民の傾向、関心、動向、意見というものにもつと自治省としても率直に対処すべきではないか。十五條の解釈が、そういう解釈が多数派であることは私も認めるけれども、その法の説明だけでははもととまらぬ。国民の関心をどう考へるかという点でございます。

○山本説明員 御指摘のよう各方面からいろいろの御意見がございまして、私も先般十分承知をさしていただいております。憲法がいかんにかんがら、やはりこの国民審査の制度は憲法に根拠を置く制度でございます。憲法がいかん理由をもつてこの審査制度を設定しているかというところから従来からそういう解釈がとられ、かつ最高裁の判決におきましてもすでにそういう判決が出ておるわけでございます。かような状況を勘案いたしますと、憲法の趣旨に従えば現在の制度でいいのではないか、かように存じておるわけでございます。

○横山委員 えらいかたくなにおつしやっておられるのですけれども、自治省で国民審査について先般何か通達をお出しになつたという話を聞きます

したけれども、それはどういふ内容のものであり
ますか。

○山本委員 国民審査の投票につきま
しては、毎回の審査のありますたびに通達を各都道
府県選管あてに出しているところでございます。

この内容といたしましては、一つは、投票所と
の關係におきまして大体総選挙用の投票用紙と國
民審査の投票用紙とを同時に交付するような指導
をいたしておるところでございます。その点にお
きまして必ず投票所の中の記載台に有権者が行く
ように、記載台を通った上で投票箱に入れるよう
に措置をされたい、こういう内容が一つござい
ます。

それからもう一点は、国民審査の投票につ
いては投票の強制にわたらないような運用をはかる
という点につきまして、そういう要望もございま
すので、投票所内の適当な個所に、投票をしな
い者は投票用紙を受け取らないでよろしい、そ
ういふこともあるのですよという注意書きを掲
示をしない、こういうような二点の内容を持ちま
したものをいたしております。

○横山委員 投票したくない人は投票用紙を受
け取らなくてもいいのですよということですね。受
け取って棄権してもいいのですよということはない
のですか。

○山本説明員 お受け取りになりました、先ほど
申し上げましたように投票所の設備の關係上同時
に用紙を渡されることが多いものでございませ
う、そのまま受け取ってしまったという方があ
ると思っております。その場合におきましては
十四年の総選挙の際からそういう掲示もしま
さい、こういうような言い方をいたしてお
りませう。

○横山委員 投票用紙を受け取った、受け取
つてからお返しになっていい。その場です
か。それならば、その趣旨が生きたらば、投票用紙を
受け取られてから投票箱のところへ行つて、そこ
へ入れずにはかるところへ、つまり棄権箱とでも
いいますか、私は棄権を意思表示しますと、棄権

箱へお入れになつてもいいんですよということ
はどうして出てこないのですか。

○山本説明員 この投票といたしましては、積極
的に罷免をさせたいという意思の方にバツをつけ
ていただく、こういう制度のものであるというこ
とは先ほど来申し上げたとおりでございます。よ
うな、白票、何も書かないものは少なくとも積極
的に罷免をさせたい意思の票ではないという判定を
いたしておるわけでございます。その線からい
まして、特に本来で申し上げますと、投票所の形
態からいって必ず投票記載台を通る措置というの
が十分できるものでありますれば何も一緒に渡さ
ないで途中からお歸りになつてもそれで済むわけ
でございますけれども、そういうわけにもまいり
ませんので、ただいま申し上げましたような措置
をいたしておるようなわけでございます。

○横山委員 あなたは一体国民審査の過程で、こ
の裁判官に対する紹介、いま掲載事項の字數制限
やいろいろな掲載、周知宣伝の方法がございま
すね、裁判官の紹介が、その紹介が十分に国民の中
で認識されておる、そしてこの制度によつて国民
の正しい判断の材料の提供を政府はしておる、こ
ういふふうにお考えなんでしょうか。形式的な議
論よりも實際この国民審査が国民の中で、衆議院
選挙や他の公職選挙と同じように公正な判断材料
が国民の中に提供され、国民がそれを理解をして
そして投票をしておる、ほんとうにそうお考えな
んでしょうか。この制度の現在の解釈、運用全き
であつて言うことなし、大勢改善を加える必要は
なしと思つておられたら、よっぽどあなたはどう
かしてゐると私は思ふのであります。先ほどか
ら何らの改善意見もない。おかしいと思つて
す。どうなんですか。

○山本説明員 御指摘のとおり、ただいまの
ところで一体裁判官の一々のことまでわかるだろ
うかという疑問は確かにございませう。法令が定め
ておるところに従つて処置をいたしておるわけ
でございますが、各家庭に配布いたします審査公報の

中身につきましても、わかりやすくというよ
うな方向に持っていくように対応をいたして
おるわけでございます。しかしながら、それはそ
れといたしまして、積極的にバツ、罷免をさせ
たいという者につきましてもの制度である。この
点はやはり憲法の考え方というものがさうい
うものであると理解をいたしたわけは……そ
ういふ点から申しますと、なお一その点、おし
やいませうに理解を得るような努力というものは
必要と存じますけれども、現在におきましても
その機能をいたしている、かように思つて
おります。

○横山委員 私は、少なくとも現在の裁判官の
紹介方法というよりなもので国民が国民審査の
制度というものを十分に理解し、そして十分に
効果をあげておるとは断じて思つていないので
す。たとへば技術的なことを考えましても、その
記載事項の字數制限などというものは、たつた
千文字ぐらゐでわかるはずがないと思つて
います。裁判官の任用のプロセスや写真も掲
げたほうがいいと思つて、あるいは日刊新聞
やテレビ等による選挙の手によつて公告した
ほうがいいと思つて、投票の様式についても、
先ほどから言つておられますようにバツと
信任のマルとを二つとつたほうがいいと思
つておられます。この制度が一番最初にと
られたのはアメリカだと聞いておられますが、
アメリカでも、私の承知する限りにおいては
バツと信任をやる者にはマル、何にも書か
ない者というよるな制度が現にあるという
話であります。国民審査の方法についてこれ
ほど国民の中に、マスコミの中でも議論が
されておるときに、何らの改善意見も持
ち合わせない、示唆もないとい

う点については、もうあなた、職にとどまる
必要がない。この際だれかにかえて、新しい
感覚で一人国民の中をかけ回つて、よりよ
き国民審査の方法を考える人を任用した
ほうが、国民審査法を改正するよりも人
事の異動から先にやつたほうがいい
んじゃないかと私は思つておられます。
一体どういふことについて、最高裁の御
意見を、御感想を伺いたいと思つて
おります。

○田宮最高裁判所長官代理者 最高裁判所
といたしましては、特に政府の行なう事務
でございますので、裁判所といたしまして
ここで見解を述べた立場にありませ
んので、その点、差し控えて
いただきます。

○横山委員 まあ批判をされる側として一
応それなりでも、せめて、バツと信任
をつけるなら、マルをつけるくらいだ
らうというふうなやり方があるべきで
はないですか。おそれなく私は、最高
裁判官として、心理的には裁判官の
皆さんもやはりいろいろな意味で受
けとめておると思つておられます。お
れの手の問題ではない、おれに關係
したことはないと言えませぬ。事務
総長のおっしゃるやうに、ど
んどん年々歳々このバツと信任が
ふえていく。そのうちには最高裁
裁判官が一人国民の手によつて首
切られたということが想定される。そ
のときにこんな国民審査のやり方
じゃおれは不満だと言つて最高裁
裁判所へ提訴する。——そんな
ことはできませんけれども、その苦
情がどこから出るはずですか。で
すから私は裁判官の皆さん、最
高裁としても国民審査のあり方
について意見がないといふのが
ふしぎだと思つておられます。どう
なんですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 御指摘のよ
うに、最高裁判所といたしましては、この
制度の運用については大いに関心を持
たざるを得ないところでござい
まして、意見がないかと言われれば
意見はな

いとは言い切れないとは思いますが、そう
したことに終局的には、先ほど申し上げ
ましたように政府の行なう事務でござい
ますので、それに対して最高裁のほうから公にこうせ
い、あせせいということは言えない立場にあるの
ではないかというふうに考えております。

○横山委員 ころせい、あせせいといつたつて、
さっき一番冒頭に、被告の人権を尊重するとい
うことがテーマであります。その意味では被告席に
すわっている人たちがなんです。その被告の人権を
十分に尊重してあげようではないかと私が言うて
おるのに、まあそれはいいですよ、ほっておきま
しょうよ。どうせまたそのうちに首切られたら先
生のところへ、そんなこと言やせぬが、とにかく
研究があるべきだと思っておりますが、もう現状に
おいて、あらためて伺いますが、国民審査の現状
のあり方、制度について、最高裁としては意見な
し、こういふふうにはっきり言っていないんです
か。そう考えていいんですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 いろいろ考え方は
あるとは思いますが、やはり現在のところはそう
いう結論にならうかと思っております。

○横山委員 現在のところは、きょうはそうだけ
れどもあしたはまたわからぬというふうなことで
は、少し私は御検討が足りないではないか。少
しこれは最高裁としても、この何だかわけがわか
らぬ千字やそこらで、おれの長年の人生経験、裁
判の経験、おれの人間というものをわかりもせず
にマルやパッテンをつけやがって、ばかにするな
と思っている人がぼくにはあると思うのです
よ。ないのがふしぎですよ。私も衆議院議員と
いうものは、もう野越え山越え谷を越えて、この
顔を見ればその選挙区ではああとだれでも知って
いる。だれでも知っているから批判票も正確だ
し、信任票も私どもはわりあい正確だ。しかし
最高裁判所の長官というものは、二つ三つの判決
がある。それが著名な判決あるいは著名でない判
決というふうなことが、それはもう私どももパッ
テンをかけたほうでありますから、私どももよう

なもので、その人たちのすべての人生体験なり
裁判経験をそう深くは知っていない。いわんや席
民がそんなに知るはずがないですよ。ですから今
日の国民審査のあり方について被告にある、
被告と言つては恐縮だが、批判の対象になってお
るその人、その機構、そういうものも少しは、何
も自分の得になるというところでなくして、その裁
判官の経歴なりあるいはいろいろな判決例なり
いろいろなことについて公正な批判を求めるとい
う意味において何らかの手段が、意見があつてし
かるべしだと私は救済的な意見を出しておるの
にかかわらず、まあいいですよ、ここではちよつと
言えませんがまあかんべんしてくださいという
ような憶病な態度ではないかぬのではないかと思
うのですか。こゝまで言つてもあかんのですか。
いんですか、意見は、事務総長、どうですか。

○吉田最高裁判所長官代理者 この国民審査に
関する事務は、申し上げるまでもないことではな
い。中央選挙管理会がやつておるわけでもござ
います。それでやはり広報事務ということになり
ます。その選挙管理会がやるべきことでもござ
います。また裁判官の経歴、判決その他を記載す
る審査公報というものは、法律上府県の選挙管理
委員会（横山委員「法律を直そうと言つておるの
です。」と呼ぶ）そういう法律上のたてまえでも
ございまして、法律を直すか直さないかということ
につきましては裁判所からこれもまた申し上げにくい
問題でございまして、公の席でこの点に触れる
ということはやはり差し控えなければいけないと
私は思っています。

○横山委員 たいへん憶病な最高裁判所でもござ
いますね。その憶病な最高裁判所が、年々歳々司法
修習生に対する問題が出ておるわけですね。再任、
新任の問題が出ておる。この点に関する限りは実
に強硬で、ぼくが一語をもつて要すれば、外には
ここに内には鬼と言わんばかりの体制を示して
おるの、内弁慶はいま最高裁ではないか、こう
いふふうな批評が出ておるわけですが、本

年の十五期裁判官並びに二十五期司法修習生に
対する問題についてあらためて御意見を伺いたい
と思つておりますが、本年は事なく新、再任が行
なわれましようや。

○矢口最高裁判所長官代理者 十五期の判事補の
裁判官の、いわゆる新、再任は四月のはずでござ
います。二十五期の修習生の採用はまだ考試に
入っていない段階でございまして、それを待つて行
なわれるわけでもございまして、ただいまからこれ
の点につきまして何とも申し上げようがない次第
でございまして。

○横山委員 毎年毎年この種の問題が法曹界で議
論の焦点となり、昨年、一昨年、年々歳々たくさ
んの裁判官、圧倒的な弁護士等、署名運動が行な
われて法曹界をゆるがす大問題に発展しておる
わけでありまして、きょう私が取り上げました裁判
遅延、裁判官の不足、そういうふうな状況からい
いまして、何かイデオロギー的にその再任、新任
を拒否しようとするような傾向といふものはま
ことに残念でならない。まことにつまらぬことだ
。そしてもう最高裁が孤立をして、なんだ、やつた
なというふうな勢困気をかもし出しておるとい
うことは、まことに遺憾千万だと思つておる。いま
申し上げようがないとおっしゃるけれども、これ
はまた本年の法曹界のハイライトの問題でありま
すから、新、再任に対する基本的なものを考え
方をあらためてひとつ伺いたいと思つておる。

○矢口最高裁判所長官代理者 当委員会等でもし
ばしばしば申し上げておるわけでもございまして、新任
にいたしましたも再任問題にいたしましたも、裁
判官たるにふさわしい方を一人でも多く獲得した
いという、ただそれだけでございまして、それ以外
に思想、信条等によつて新任、再任を差別する
といったようなことは一切考えていないものでござ
います。

○横山委員 一切差別をしないといふのかかわ
らず、どうしてそういう思想、信条、所属団体に
よつて差別をするらしいという声があつたと絶た
ないのかということなんです。その点につ

てどういふふうに御反省をされておるのか。
○矢口最高裁判所長官代理者 たいいませ申し上
げましたように、裁判官の任命というにつきま
して、そういう思想、信条、あるいは一定の
団体加入といったようなことで差別すべきもので
はないということはしばしば言明いたしておりま
すし、そういうことはないんだというのを申し
上げておるわけでもございまして、しかしされば
いいまして、たとえば新任等におきまして希望者
の全員を採用できるかどうかということになりま
すと、これは希望された方がはたしていかわゆる
ふさわしい方であるかどうかということにかつた
でも採用させていたかどうかというのを申し
上げ得る性質のものではないわけでもござい
ます。私どもはどうかどういふふうにおつしやるのか、実
際のところ非常なふしぎでしよるが、いか
状況でございまして、ただもし何らかのことから
のようにお考えになるような片りんがあるとする
ならば、これは非常に残念なことでもござい
ます。機会あるごとにそのようにはないのだとい
うことをつとめて御説明いたしておるわけでも
ございまして、このようない機会でもお尋ねござ
いまして、非常ないい機会でもございまして、決してそのよ
うなことはいいたさない、安心してどんどん御希望
いたしたいといふふうにお聞き上げたいと思
つておる。

○横山委員 ちつとも安心をしていないので
すよ。どうしてそんなことを考えるのかふしぎで
しよるが、あなたの方の意見、それにもか
かわらず年々歳々所属団体のいかによつて思
想、信条によつて新、再任が拒否をされる。こ
しは一体どうなるのだからかというところで物議を
かもしおる。あなたの方は火の立たぬところに煙は立
たぬといふことを御存じのほうであります。一
体火の立たぬところに煙は立たぬ、それはほんと
に火が立たぬのかどうか。裁判官の現状について
どうお考えなのか。そのお考えが火になつておる
といふふうにお考えられるわけでもござい
ます。きょう

は時間がなくても申し上げませんけれども、最近司法反動化が非常に議論されておる。なぜここ近年最高裁を中心として反動化しておるといふ意見が出てくるのか、そういう点についてお考えをなさるようなことはないでしょうか。私には、ことし一番中心であります十五期、二十五期が、またその中から物議をかもして法曹界に新しい火種を提供されることはくれぐれもひとつ避けてもらいたい。またやめてもらいたい。もうそういうことは一切ないというならば、全員が新任、再任がされるようにここでひとつお考えを願いたい、こういうふうに考えております。

最後に、最高裁判所裁判官の任命の問題についてこれまた最近いろいろと議論があるわけでありますが、いわゆる在野法曹の登用ということ、簡潔に言いますと五・五・五という比率というものが、最高裁判所裁判官の人的構成の中に不文律としてあるというふうに私は承知しておるのであります。こういう比率というものが尊重され、今後ますますいくのであろうかという点について、先ほどの反動化の問題とともに一まつの疑念を持つておるわけがあります。これは内閣総理大臣がとにかく第一義的にきめるわけではあります。それが、それとでもやはり最高裁からの推薦ということになるでありますが、その推薦段階における最高裁の考え方としてお伺いしたいと思っております。

○古田最高裁判所長官代理者 最高裁判所の裁判官の任命は、これも申し上げるまでもないこととでございますが、最高裁の長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命されますし、その他の裁判官は内閣が任命することになっておりますので、最高裁判所といたしましてこの任命問題について申し上げることは控えなければならぬと思っております。

○横山委員 では承知の上で内閣総理大臣が自分で自分で考えて持つてくるというものではなく、必ず実質的にあなたのほうからリストを出して、そして内閣総理大臣の判断にまっとうということになると私は思うのです。その意味で、その運用

その他について、在野法曹の登用その他について、あなた方の意見を聞いておるのであります。

○古田最高裁判所長官代理者 先ほども申し上げましたように、最高裁判所の裁判官の任命問題について、最高裁判所の裁判官会議の議題になることもございませぬし、また、裁判所から推薦されているかどうかということについても、私は全く存じませぬ。これはおそらく内閣で全責任をもつて任命されていることだと私は想像しております。

○横山委員 まあ一ぺん、これは別の機会に政府側の所見もただしてみたいと思っております。

まだ二、三問題が残っておりますのでありますけれども、お昼をだいぶ過ぎましたから、きょうの質問はこれで終わりたいと思っております。

○中垣委員長 なお、この際、委員長から申し上げますが、昭和四十八年度法務省関係予算及び昭和四十八年度裁判所関係予算の説明の聴取につきましては、関係資料をお手元に配付してありますので、これをもって御了承願います。

次回は、来たる二十三日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散會